

第5章 計画の推進

第1節 計画の着実な推進と体制

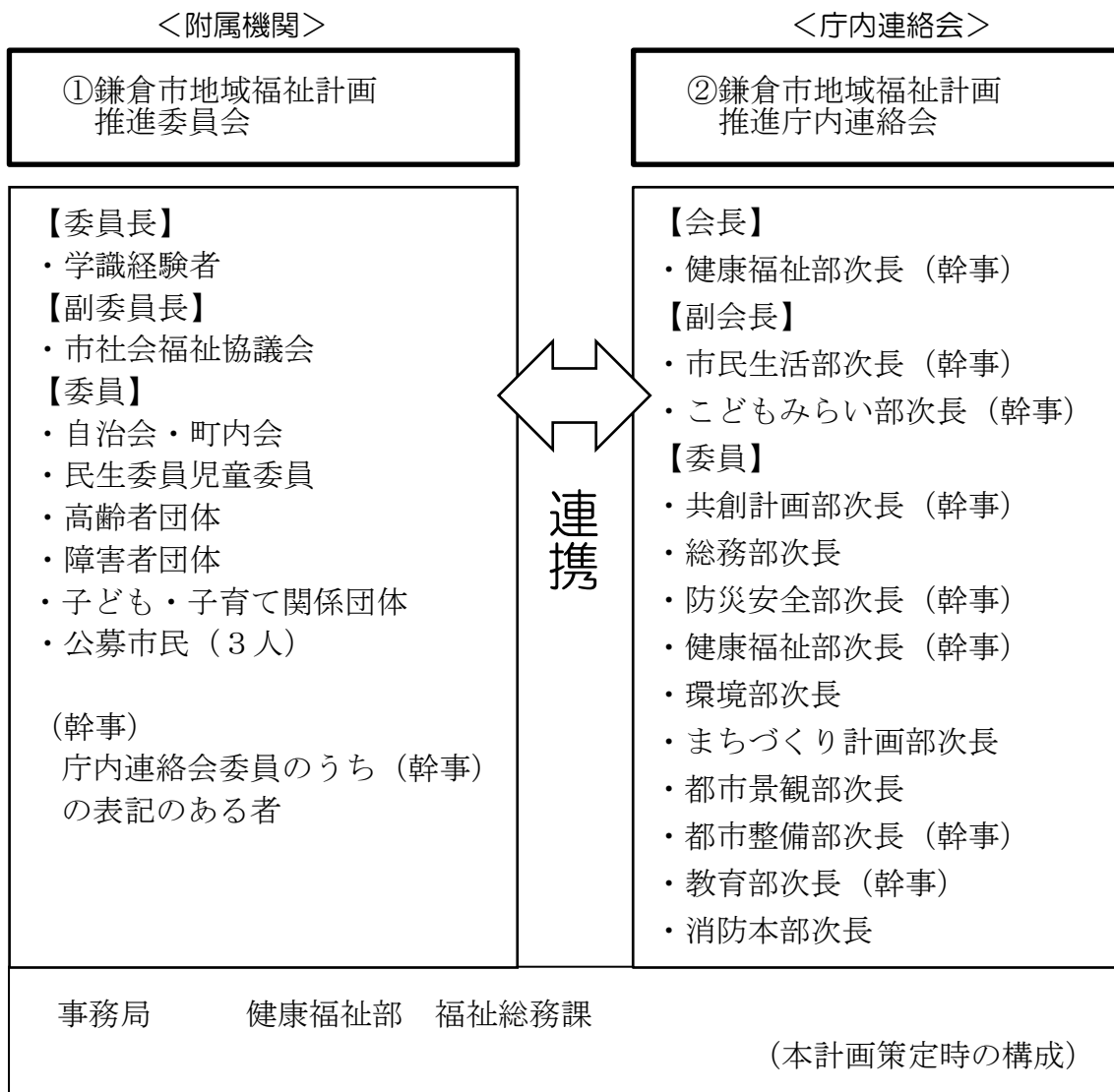
本計画は、鎌倉市が策定する行政計画として、計画の内容を調査・審議するため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例に基づく鎌倉市地域福祉計画推進委員会を設置し、計画の策定、進行管理等を行います。あわせて、庁内において、鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会を設置し、庁内各課と連携・協議を行うとともに、鎌倉市地域福祉計画推進委員会と連携を図りながら本計画を着実に推進していきます。

(1) 鎌倉市地域福祉計画推進委員会

学識経験者や自治会・町内会、福祉関係団体等の団体及び公募による市民により構成され、本計画の策定、進行管理を行います。

(2) 鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会

地域福祉に関連する各部の次長級で構成され、本計画に係る協議など行います。



第2節 計画の点検と充実

本計画の推進にあたり、社会福祉法第107条第3項の規定に基づき、調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況を把握しながら、必要があると認めるときは修正し、地域福祉推進の一層の充実を図ります。

図 PDCAサイクル

